三宅町 📞 まちづくり推進課 0745-44-3075

区分	要件	支援内容
税制優遇	・県または国より「地域経済牽引事業計画」の承認をうけた 事業者が、当計画に従い新増設投下固定資産額1億円以上 (農林漁業関係業種は5,000万円以上)	・固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) ・期間:3年度分
奨励金	・対象となる事業者:製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 ・新設・増設・移転(町内の既存企業) ①~⑤の全てに該当するもの ①-1 新設の場合 ・敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①-2 増設・移転の場合 ・拡充:延床面積が10%以上増加 ・全部建替:延床面積が増加 ・指定地域内に移転:延床面積が増加 ・	【企業立地奨励金】 ・投下固定資産税相当額の1/2 ・期間:5年度分 【雇用促進奨励金】 ・町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円(10人まで)、短時間労働者10万円(10人まで)(限度額:500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 ・発掘調査に要した費用(限度額:500万円) 【治水対策奨励金】 ・規定する貯留量を超えた時、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額(限度額:300万円) 【給水装置設置奨励金】 ・給水装置設置奨励金】 ・給水装置設置奨励金】 ・給水等理装置の設置に要した費用の1/2(限度額:300万円) 【緑地保全奨励金】 ・規定する緑地面積を超えた時、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額(限度額:50万円) 【緑地保全奨励金】 ・規定する緑地面積を超えた時、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額(限度額:50万円) 【企業立地奨励品交付奨励金】 ・営業用自動車1台(本体と附属品)の購入に要した費用(限度額:200万円)